

第4回安城市自治基本条例審議会 議事要旨

日時	令和元年11月5日(火) 10:00～12:00	
場所	市役所本庁舎 大会議室	
出席者	委員	鈴木委員、加藤委員、石川委員、加藤委員、神谷委員、野上委員、藤野委員、前田委員、佐藤委員、二宗委員、蓮池委員、荻野委員
	事務局	企画部長、行革・政策監、企画情報課長、行政課長、企画情報課長補佐、企画政策課企画政策係長、企画情報課笠原、企画情報課古澤、企画情報課伴野、記録等支援2名(加藤、榊原)
傍聴者	4名	

1. 開会～市民憲章唱和

【司会】:ただ今から、安城市自治基本条例審議会を開会いたします。

本日は大橋委員、塚田委員、三浦委員から欠席の連絡をいただいています。本日の会議は、半数以上の委員に出席いただいておりますので、自治基本条例審議会規則第4条第2項の規定により、会議は開催要件を満たし、有効に成立していますことを報告申し上げます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。「次第」、「第3回 安城市自治基本条例審議会「論点検討グループワーク」ワークシート記録一覧」「意見書」が2件です。

意見書については、前回会議後事務局に寄せられた意見で、時間の都合上、読み上げて紹介することは致しませんが、ご一読いただき、このような意見があるということで、今後の審議の参考にしていただきたいと思います。なお、当初、提出された意見書の一部に審議内容と関係ない部分があると判断しましたので、会長と相談し、提出者に削除を依頼しました。削除した部分を含めた意見書をご覧になりたい場合は事務局にご連絡をいただければお渡しします。その他、不明な箇所は事務局に問い合わせください。また、意見書の内容につきましては、事務局の考え方を表すものではございませんので、ご了解ください。

本日も傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。

本日も、ワークショップ形式でご議論いただきますが、事務局が記録用に行う以外は、傍聴人の方も含め皆様の写真撮影、録音は禁止させていただいておりますのでよろしくお願いします。

それでは、市民憲章の唱和を行います。《市民憲章唱和》

2. 会長挨拶

【司会】:では、鈴木会長から御挨拶をお願いします。

【会長】:今日は第4回目の安城市自治基本条例審議会となりました。今日は大論点4点の審議を

して参ります。それぞれテーブルに分かれて、ご自身のお考え、日頃思うことを率直に自由に意見交換していただけるようお願いしています。後で、どんな議論がされたのか、皆さんで共有し合いたいと思います。大変重要な場でありますので、皆さん時間の中で積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

3. 前回会議の内容と議事のすすめ方について

【事務局】:お手元にお配りした資料「論点検討グループワーク ワークシート記録一覧」をご覧ください。

前回の審議会は、グループワーク形式で、「市民の定義」「議会の責務・議員の責務の条文に使用されている市民という用語の適当さ」についてご審議いただきました。

本日の議事の進め方ですが、前回同様グループワーク形式で審議を行っていただきたいと思います。

本日審議いただく内容ですが、論点は4つあります。まずは、ポイントのおさらいを簡単にさせていただきます。前回お配りました冊子「論点検討シート」をご覧ください。

まず、大論点【3】住民投票です。「論点検討シート」の9・10ページをご覧ください。議論いただきたい内容としては、条文にでてくる「市民の意思」という表現が適当かという点です。住民投票に関しては、17条2項にもありますように、対象者等はその都度別に条例を定めることになります。自治基本条例の市民の範囲に関しては、前回もご審議いただきましたが、特にこの条文で留意いただきたいのは、仮に今後住民投票が行われる際には、この条文の趣旨に即して対象者が決定されるため、曖昧な表現は特にさけるべきでないかという点で、具体的には、この条文で住民以外の者も含まれる市民と住民という表現が混在していますが、仮に実際住民投票を行う場合に、住民以外の方が対象者となり得る可能性があるのかどうか、それを踏まえて、現在の表現が正確かどうかという点をご議論いただきたいと思います。

つぎに、大論点【4】条例の位置づけです。「論点検討シート」の11・12ページをご覧ください。ご議論いただきたい内容として、第2条にこの条例は「市の最高規範」と規定されていますが、これが適当な表現かということです。論点のポイントにもありますように、自治体の制定する条例は、法律の範囲内でしか定めることができないが、【解説】の「安城市の憲法」という文言もあいまって、「最高規範」という用語が、法規上、法体系上の「最高規範」を表すものであると誤解されるのでないか、つまり、法律を超えた場所に自治基本条例を位置づけていると誤解されるのでないかという点で、「最高規範」という用語を用いた理由としては、まちづくりの理念や基本方針を示して、他の諸施策の方向づけを担う、そういう位置付けのものであることを端的に示すためと考えられますが、それを正確に表現するためにもっと正確な表現

があるのでないかということをご議論いただきたいと思います。

つぎに、大論点【5】条例の見直しです。「論点検討シート」の13・14ページをご覧ください。第26条でこの安城市自治基本条例について、5年ごとの定期的な見直しを制度化していますが、この定期的な見直しについて、ご議論を頂きたいと思います。

論点のポイントとしては、記載してある通りですが、この条例の趣旨、それから今回見直しに関わっていただいた実感も踏まえまして、今後もこのように5年ごとに定期で見直すべきか否かをご議論いただきたいと思います。

最後に、大論点【6】安城らしさです。今まで条文の話を議論いただきましたが、最後の審議は、初回に一部の委員の方から意見をいただきました「安城らしさ」について、条文の追加や改正にかかわらず、安城市自治基本条例に基づいてこういった事業をもっとやった方がよいといったような提案も含めまして、本審議会の答申に盛り込んでいくべき事項をご議論いただきたいと思います。

最後になりますが、前回もお伝えしたとおり、このグループワークでは、原則として対話を通して、グループとしての結論をまとめていただくことを目的としておりますが、どうしてもグループの意見がまとまらない場合は、それぞれの対立する意見を併記していただき、まとまらなかった理由とあわせて発表いただきたいと思います。本日も傍聴の方が見えておりますので、皆さんの発言をできるだけ明確に発言していただけますと幸いです。

なお、時間配分を目安としては、各論点で20分ずつで、グループワークは、11時35分頃に終了するようお願いいたします。

4. 議題

(1) 審議

【司会】: それでは議事に入りたいと思います。以降は、ただ今の説明のとおり、グループごとに実施していただきたいと思います。では、各班のグループリーダーさん、進行よろしく願いいたします。

《グループワーク》

(2) 発表

【司会】: それでは、時間となりましたので、各グループの審議内容の発表をいただきたいと思います。全員白板の前に立っていただき、A班から順に5分以内で発表をお願いします。

A班【委員】: まずは大論点3の「住民投票」の「市民の意思」については、「修正した方がよい」という意見が2人、違う部分で言葉を修正した方がよいんじゃないかという意見がありました。

「修正した方がよい」という意見は、1人は、「住民投票を行うのは基本的には有権者の住

民だから、住民が直接参加できることなので言葉を変えた方がよいだろう」という意見でした。もう一人も同じように、「市民=住民でない以上、『住民投票』がうたい文句ならば、条例の中で市民の意思という言葉の市民を住民に変えるか市民の定義が確定的になるものであれば、『住民投票』を『市民投票』というような形に変えてもよいのでは」という意見です。

もう1つは、「直接市民の意思」の「直接」の部分を取った方がよいのではないかという意見が出ました。住民票のない方が投票は基本的にはできない。ただし、安城市の住民の方がそれ以外の団体の方や安城に住んでいない市民の方の意見も含めた形で自分の意思表示をするケースがあるだろうという事を考えると、「市民」のままで良いが、「直接」は投票できないので「直接」を取った方がよいという意見でした。

大論点4の「最高規範」については、「最高」という言葉に違和感を持たれた委員の方が多かったです。「最高があれば最低という意味が生まれてきてしまう」、「解釈がいろいろ出てきてしまい曖昧になる」、といった意見が出され、「最高規範」という言葉を「基本理念」という言葉に変えた方がわかりやすいのではないか、「まちづくりを進めていく上での基本理念」あるいは「基本規範」といった言葉でどうかという意見が出されました。

ですのでここは、グループの意見として「修正した方がよい」という意見でした。

大論点5の「条例の見直し」で、定期的に見直す必要があるかということですが、これはあるだろうと。「必要に応じて」という形で条文を作っている市町村があるようだが、必要かどうかを判断するのは誰なのか、という問題が出てくることを考えると、定期的に見直すべきであろうと。市民の意見や意思を反映させ、主体的な取り組みを進めていく意味でも、住民の声を聞く機会をもっと多くきちんと持つべきではないかという声が出ていました。ただ安城には「市民参加条例」や「市民協働推進条例」があって、具体的なまちづくりがどう進められていくか、別のところできちっと審議されているということを聞くことができました。5年がよいのかどうかという意見はありましたが、今以上にいろんな見直しの場、意見を交わす場を持つべきであろうという意見でありました。

大論点6の「安城らしさ」については、この基本条例はあくまでもまちづくりを進めていく上での大切にしたい理念なので、理念の部分で「らしさ」を出すというのは、難しいのではないかと、いう意見でした。ただ、前文を見るとずいぶん安城の特徴が盛り込まれたものになっています。この部分を5年ごとに見直して、時代や社会、地域の特性に合わせた形で見て行ったらどうかという意見が出ました。

従って、意見としては「条文追加は不要だが、市の取り組みへの提言として盛り込んだ方がよい」とのではないかと出されていました。

あとは、いろんな所から意見を聞くということから考えると、やはり若者の参加、市政、まちづくりに対する様々な意見を聞く機会は今まで以上に必要になってくるんじゃないかと、そこ

を大切にしていきたいという意見が出されていました。

B班【委員】:まずは大論点3の「住民投票」の「市民の意思」については、「今のままでよい」が1名、「市民を住民に変える」が3名でした。

ただし、実務上、「住民投票」という形を取らざるを得ませんので、日頃の活動で密接な関係にある市外から来ている方のことも配慮した投票行動をとるということが考えられますので、「市民」を「住民」に変えるも「市民のままでよい」も同じ考えであります。用語が紛らわしいので「市民」を「住民」に変えたらどうか」というのが私達の結論です。

大論点4の「条例の位置づけ～最高規範」については、「修正した方がよい」が4でした。理由としては、条例の文言として、「市の最高規範」という言い方はちょっと言い過ぎではないか。人によって解釈があいまいになる、ということで、どうしたら良いかについては、「この条例は市のまちづくりに関する最も基本的な理念の表明です」としたらどうか、ということでした。こうすれば「安城市自治基本条例」という表現とぴったりするのではないか。解説にも、「憲法」という言葉が出てきますが、基本的理念という意味から言えばわざわざここで「憲法」という意味合いを持ちだす必要はないと思いますので、変えた方がよいと思います。

大論点5の「条例の見直し」については、「今のままでよい」が3名、「修正した方がよい。必要に応じて」が1名でした。

「今のままでよい」理由については、条例の見直し・検証期間を定めることによって、①社会状況の変化に合わせた改正がし易くなる②新しいメンバーの目で見直すことにより条例に関心が高まりよりよいものに改正できる③各種審議会、推進会議、議会で出てきた問題点を企画部でまとめてこの審議会に提示してもらえば効率よく議論できる。大きな問題がなければ審議会は発足しても1回で終わってもいいんじゃないか。そうすれば負担も少なくできるのではないか。ということでした。

大論点6の「安城らしさ」については、前文に「文化の創造」を盛り込んでどうか。三河万歳、桜井だこといった伝統文化の保存継承だけでなく、新しい文化の創造をしていくことが大事ではないかと。

また、19条の「持続可能な社会の形成」の項に、「市長・コミュニティ」のあとに「事業所」を追加した方がよいのではないかと。事業所としても活発に活動してみえますし、事業所に期待するところがあるということで、追加してもらいたいということでした。

C班【委員】:大論点3、「住民投票」の「市民の意思」については、「今のままでよい」が3名、「修正した方がよい」が1名でした。議論の中身はほとんど同じなんですが、「今のままでよい」理由は、住民投票する人は子ども、住んでいるが住民票のない人、学生、勤務している人を市民と考えた場合、その人達から意思を託されて、あるいはそれを踏まえて投票するのだから、条文としては市民のままで良い、という考えです。

「修正した方がよい」という考えの理由は、投票するのは、投票するのはあくまで住民であるので、市民と書くと混乱するからスッキリさせた方がよい、ということでした。

次に、「条例の位置づけ～最高規範」については、「修正した方がよい」ということでした。これは、単に「削除する」という意見と、「まちづくりの基本となる定めです」、あるいは「まちづくりの基本となる理念を定めるものです」とした方がよい、という意見の2つがありました。

「外した方がよい」理由としては、「市民に分かりやすいものである必要がある。『最高規範』という語を入れることによって他との関係が出てきそうでわかりにくくなる。外しても意味が通る。」というものと、法律的な考え方からすると、憲法が「最高規範」であって、条例で「最高規範」と言っても憲法を否定できるわけではない。紛らわしいから削除すべきである」という意見がありました。

「まちづくりの基本となる条例」と書いたらどうかという意見については、「自治基本条例」という題が固くて見ただけで、「ああ、読まないでおこう」というように、受け入れにくい。もともと「まちづくり条例」という趣旨でつくったものだから、言葉をやさしくするという意味で、ここにも反映して、「最高規範」と書いてあるところを「まちづくりの基本となる条例」という趣旨を盛り込んだらどうか、という意見です。

「条例の見直し」については、「今のままでよい」が3名、「修正した方がよい」が1名でした。これも理由づけ、中身は一緒なんですけど、「今のままでよい」理由としては、「社会は変化するものであり、見直しは必要。現在の規定でも「5年を超えない期間」と書いてあるので、例えば2年で見直すこともできるから、これでいいんじゃないか」という意見です。

「修正した方がよい」という意見は、5年が縛りになっていないか。必要に応じて2年でも6年でもよいのではないかということで、「5年」を削除すると。見直しが必要かどうかは「市長が」と条文に書いてありますので、市長が判断すればよいということでした。

最後の「安城らしさ」についても、先程のご意見と同じですが、意見としては「条文追加は不要だが、市の取り組みへの提言として盛り込んだ方がよい」というのが4人の意見です。

具体的には、やっぱり文化面の視点の記載が欲しいということ、福祉に関する先進的取り組みをしていることが1つの特徴であると言えるので、そういうことなども出したらどうかということです。安城らしさを出した方がいいですが、条文に盛り込むほどの必要性は感じない、ということでした。

(3) 会長講評

【司会】:ありがとうございました。それでは、全体を通して会長に講評をお願いしたいと思います。

【会長】:皆さん、どうもありがとうございました。皆さんから寄せられた意見をいよいよまとめていく上でとても重要な指摘を今日いただきました。前回にも増して委員の皆さんが安城市の将来

を見据えた上でこうすべきではないかという気持ちのこもった御提案がたくさんなされたように思いました。これをまとめた上で、次の会議の時に皆さんに再度検証していただくことになると思います。

次の会議の前に2回ほど、若い世代の人達に、我々が議論したことや、この範囲にとどまらない、日頃若者たちが抱えている、関心を持っている事柄をテーマとして、これからの安城がどうあったらいいのか、これまでを見据えながら語る場面があります。

そこでどんな意見が出てくるのかを含めて、まとめて、次回皆さんに検討いただくことになります。1つ1つの内容を積み重ねて第五回、非常に重要な場になって参りますので、皆さんも今日出された意見をそれぞれで振り返っていただきながら、次回に期待を寄せていただければと思います。

今回の審議会、会を重ねるごとに、大変意義のあるものになってきていると思います。次回も是非期待をもってご参加いただきたいと思います。今日は大変有意義なコメントをいただきましたことをお礼申し上げたいと思います。今日は大変ありがとうございました。

5.連絡事項

【事務局】: 本日は熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

今回は、今回それから前回ご議論いただき報告いただいた内容を、事務局のほうで精査させていただき、また、初回の審議会でお示した「安城市自治基本条例内部検証結果報告書」で改正について検証が必要とした事項のうち、時間の制約によって今回と前回で審議いただけなかった事項についても、一旦事務局案として含めて「答申案たたき台」を事務局で作成し、皆様にお示ししますので、それをもとに、答申に向けてご審議いただきたいと思います。

【司会】: 長時間に渡り、ご審議いただきありがとうございます。最後に事務連絡です。次回の審議会は、12月11日(水)午前10時から、市役所本庁舎3階の第10会議室で開催致します。時期が近づきましたら、改めて通知をいたします。

また、前回もご紹介しましたが、安城市自治基本条例の周知や「まちづくりを自分事に」ということで、24歳以下の若年層を対象としたワークショップを「あんじょう未来カフェ」と題して11月23日と30日の2日間、アンフォーレで開催いたします。まだ募集期間が残っておりますので、対象となる方がお知り合いにみえる場合は、是非お誘いいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、これを持ちまして、安城市自治基本条例審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。